



# 宮 崎 県 公 報

令和元年12月13日(金曜日)号外 第28号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 4 1, 7 0 0 円

## 目 次

### 規 則

- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(財政課) 1
- 宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日

頁

- を定める規則……………(税務課) 1
- 人事委員会規則**
- 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

## 規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第28号

#### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和元年宮崎県条例第24号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年12月16日とする。

宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第29号

#### 宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県税条例の一部を改正する条例(令和元年宮崎県条例第25号)の施行期日は、令和元年12月16日とする。

## 人事委員会規則

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
令和元年12月13日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

### 宮崎県人事委員会規則第8号

#### 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例(令和元年宮崎県条例第37号)の施行期日は、令和元年12月16日とする。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月13日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

### 宮崎県人事委員会規則第9号

#### 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)以下「法」という。)第8条第5項及び職員団体の登録に関する条例	第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第5項、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和

(昭和41年宮崎県条例第27号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、職員団体の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(電子情報処理組織による申請)

第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して条例第2条第1項に規定する申請が行われる場合においては、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第2項本文の規定による方法により当該申請のための送信を行うこと又は同項ただし書に規定する措置を講ずることをもって署名等(同法第2条第4号に規定する署名等をいう。)に代えさせることができる。

2 [略]

(法人となる旨の申出)

第4条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項の規定により、職員団体が法人となる旨を人事委員会に申し出る場合には、別記様式第5号による書面によるものとする。

2 [略]

附 則

この規則は、令和元年12月16日から施行する。ただし、第1条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

53年法律第80号。以下「法人格付与法」という。)及び職員団体の登録に関する条例(昭和41年宮崎県条例第27号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、職員団体の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(電子情報処理組織による申請)

第3条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して条例第2条第1項に規定する申請が行われる場合においては、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第2項本文の規定による方法により当該申請のための送信を行うこと又は同項ただし書に規定する措置を講ずることをもって署名等(同法第3条第6号に規定する署名等をいう。)に代えさせることができる。

2 [略]

(法人となる旨の申出)

第4条 法人格付与法第3条第1項の規定により、職員団体が法人となる旨を人事委員会に申し出る場合には、別記様式第5号による書面によるものとする。

2 [略]